



平成26年11月28日

各 位

会 社 名 株式会社メッツ  
代 表 者 名 代表取締役社長 秋山 賢一  
(コード番号：4744 東証マザーズ)  
問 い 合 せ 先 取締役 総合企画部 部長 笠原 弘和  
(電話番号：03-5733-5904)

**行使価額修正条項付第2回新株予約権（第三者割当）の取得及び  
消却に関するお知らせ（MS ワラント）**

記

当社は、平成26年11月28日開催の取締役会において、平成26年6月16日に発行いたしました第2回新株予約権（以下、「本新株予約権」）という。）について、取得条項を発動し、その後消却することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本新株予約権の内容

- (1) 取得する銘柄 株式会社メッツ 第2回新株予約権
- (2) 取得する個数 94,600 個\*
- (3) 取得日 平成26年12月12日
- (4) 取得価額 3,784,000 円

\*但し、(3) 取得日までに、割当先が、本新株予約権の行使を行った場合、当該個数は、減少致します)

2. 本新株予約権の取得理由

本日までに本新株予約権25,400個の権利行使が行われ、合計105,076,100円の資金を調達しております。しかし、平成26年10月3日以降、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てが下限行使価額である40円を下回ったことから、平成26年10月18日以降、割当先の権利行使が行われておらず、現状の当社の株価水準を鑑みた結果、本新株予約権の取得条項を発動し、かつ取得後の自己新株予約権についても、消却を行うことと致しました。

3. 本新株予約権取得後の自己新株予約権の全部消却

本新株予約権の要項及び会社法第276条に基づき、本日の取締役会において、上記のとおり取得する本新株予約権の全ての個数となる94,600個を消却する決議を行いました。

これにより、平成26年12月12日をもって、当社が発行する第2回新株予約権の残個数94,600個は、全て消却されることとなります。

(注) 本新株予約権発行要項 第16項 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個あたり40円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

#### 4. 本新株予約権取得後の資金獲得手段について

本新株予約権取得後は手元資金と担保設定を前提とした間接金融による資金を充当する予定ですが、当社は、引き続き、間接金融、直接金融を含め、あらゆる手段での資金調達の検討を行っております。進捗に応じて、必要な開示事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上